

## 「JA新規就農応援資金」商品概要説明書

（令和2年4月1日現在）

商品名	JA新規就農応援資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当JAの組合員（正組合員、准組合員）の方、または、組合員（正組合員・准組合員）となることが見込まれる農業者等の方。</li> <li>● 新規就農者の方。新規就農者には以下の方を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就農開始5年目までの方。</li> <li>② 新規就農者は、地域農業戦略（例：「地域営農ビジョン」において担い手経営体と位置づけられる方、または、担い手経営体と位置づけられることが見込まれる方）などを踏まえ、地元関係機関の支援が得られる方。</li> <li>③ 原則として個人（一戸一法人を含む）。</li> <li>④ 原則として農家後継者の方は対象外となります。ただし、独立経営や新たな営農部門を開始する場合など、営農基盤を承継しない方は対象となります。</li> </ul> </li> <li>● 貸付年齢は、原則 55 歳未満となります。</li> <li>● 原則として愛媛県農業信用基金協会の保証が受けられる方。</li> <li>● 信用状況に不安のない方。 <p style="margin-left: 20px;">信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ愛媛県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p> </li> <li>● その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業経営にかかる設備・運転資金</li> </ul> <p>※生活資金は対象外となります。ただし、前所有者の経営を居抜き住居付で承継する場合は、居抜き住居取得資金を農業経営にかかる設備・運転資金に含めて取扱うことも可能です。</p>
借入金額	● 1,000 万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	<p>【長期資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 12 年以内（据置期間5年以内）。就農経過年数によって融資期間が異なります。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。</li> </ul> <p>【短期資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 年以内</li> </ul>
借入利率	● 当JA所定の利率といたします（固定金利・変動金利）。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	● 手形借入または証書借入とします。
返済方法	<p>【長期資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 証書借入における元金均等または元利均等返済で、毎月返済方式、年2回返済方式。</li> <li>● 返済日はあらかじめJAが定めた特定の日とします。</li> </ul> <p>【短期資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 手形借入における期日一括返済。</li> <li>● 利息は原則として一括前取となります。</li> </ul>
担保	● 担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。
保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</li> <li>● 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。</li> <li>● 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</li> </ul>

保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</li> <li>① 一括前払い ご融資時に一括して保証料（年 0.4%）をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】</li> <li>・元利均等返済の場合</li> <table border="1" data-bbox="399 293 1174 389"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>5 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>10,400</td> <td>21,000</td> </tr> </table> <li>・元金均等返済の場合</li> <table border="1" data-bbox="399 427 1174 524"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>5 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>10,200</td> <td>20,200</td> </tr> </table> <li>② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.4%です。</li> </ul>	お借入期間	5 年	10 年	保証料（円）	10,400	21,000	お借入期間	5 年	10 年	保証料（円）	10,200	20,200																														
お借入期間	5 年	10 年																																									
保証料（円）	10,400	21,000																																									
お借入期間	5 年	10 年																																									
保証料（円）	10,200	20,200																																									
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● J A 所定の手数料が必要です</li> </ul>																																										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A（本商品を申し込まれた該当 J A）の下記連絡先にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</li> <table border="1" data-bbox="360 835 1417 1290"> <thead> <tr> <th>J A 名</th> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J A うま</td> <td>金融部 金融業務課</td> <td>0896-24-3737</td> </tr> <tr> <td>J A 新居浜市</td> <td>本店営業部 信用</td> <td>0897-37-1003</td> </tr> <tr> <td>J A 西条</td> <td>総合管理部 リスク統括課</td> <td>0897-56-1800</td> </tr> <tr> <td>J A 周桑</td> <td>金融共済部 融資一課</td> <td>0898-68-7800</td> </tr> <tr> <td>J A おちいまばり</td> <td>金融業務部 信用業務課</td> <td>0898-34-1817</td> </tr> <tr> <td>J A 今治立花</td> <td>金融共済部 営業課</td> <td>0898-23-0246</td> </tr> <tr> <td>J A 松山市</td> <td>金融部 貸付課</td> <td>089-946-1611</td> </tr> <tr> <td>J A えひめ中央</td> <td>金融部 金融企画課</td> <td>089-943-8731</td> </tr> <tr> <td>J A 愛媛たいぎ</td> <td>金融部</td> <td>0893-24-4182</td> </tr> <tr> <td>J A にしうわ</td> <td>金融部 業務課</td> <td>0894-24-1118</td> </tr> <tr> <td>J A ひがしうわ</td> <td>金融部</td> <td>0894-62-1212</td> </tr> <tr> <td>J A えひめ南</td> <td>信用部 企画課</td> <td>0895-22-8111</td> </tr> <tr> <td>J A 愛媛県信連</td> <td>企画管理部 リスク管理課</td> <td>089-948-5273</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情を受け付けております。</p> <li>● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 担当部署または J A バンク相談所にお申し出ください。愛媛県弁護士会（電話：089-941-6279）</li> </ul>	J A 名	担当部署	電話番号	J A うま	金融部 金融業務課	0896-24-3737	J A 新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003	J A 西条	総合管理部 リスク統括課	0897-56-1800	J A 周桑	金融共済部 融資一課	0898-68-7800	J A おちいまばり	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817	J A 今治立花	金融共済部 営業課	0898-23-0246	J A 松山市	金融部 貸付課	089-946-1611	J A えひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731	J A 愛媛たいぎ	金融部	0893-24-4182	J A にしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118	J A ひがしうわ	金融部	0894-62-1212	J A えひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111	J A 愛媛県信連	企画管理部 リスク管理課	089-948-5273
J A 名	担当部署	電話番号																																									
J A うま	金融部 金融業務課	0896-24-3737																																									
J A 新居浜市	本店営業部 信用	0897-37-1003																																									
J A 西条	総合管理部 リスク統括課	0897-56-1800																																									
J A 周桑	金融共済部 融資一課	0898-68-7800																																									
J A おちいまばり	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817																																									
J A 今治立花	金融共済部 営業課	0898-23-0246																																									
J A 松山市	金融部 貸付課	089-946-1611																																									
J A えひめ中央	金融部 金融企画課	089-943-8731																																									
J A 愛媛たいぎ	金融部	0893-24-4182																																									
J A にしうわ	金融部 業務課	0894-24-1118																																									
J A ひがしうわ	金融部	0894-62-1212																																									
J A えひめ南	信用部 企画課	0895-22-8111																																									
J A 愛媛県信連	企画管理部 リスク管理課	089-948-5273																																									
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お申込みに際しては、当 J A、および原則として愛媛県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</li> <li>● 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>																																										